

ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品) [設定日:2011年12月28日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 1 実質的に金に投資します
- 2 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります
- 3 年1回決算を行います (必ず分配を行うものではありません。)

※米ドル建ての投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資するとともに、米ドル売り／円買いの為替ヘッジ取引を行うことで、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、2016年7月29日に投資信託約款(以下「約款」といいます)を変更し、運用方針を従前の「①実質的に金に投資し、また②世界主要国の公社債には為替ヘッジをして投資し、利金等収益の確保を目指し、③毎月決算を行うもの」から、『①実質的に金に投資し、②原則として為替ヘッジを行い、③年1回決算を行うもの』に変更しました。したがって、以下に記載のファンドの運用実績のうち2016年7月29日以前の部分は、現状の運用方針に基づくものではないことにご留意ください。

Info - ファンドの基本情報

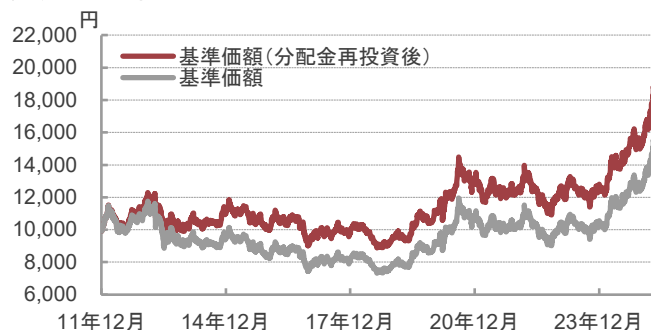
ファンドの現況

	25年03月末	25年04月末	前月末比
基準価額	14,432円	15,437円	+1,005円
純資産総額	1204億円	1351億円	+147億円

ファンドの騰落率

()は年率					
1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
6.96%	16.77%	15.30%	32.95%	45.07%	87.07%
			(13.20%)		(4.80%)

設定来の推移



分配金実績(1万口あたり、税引前)

決算期	22年07月15日	23年07月18日	24年07月16日	設定来累計
分配金実績	0円	0円	0円	1,878円
基準価額	9,542円	10,242円	11,883円	--

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、必ず分配を行うものではありません。

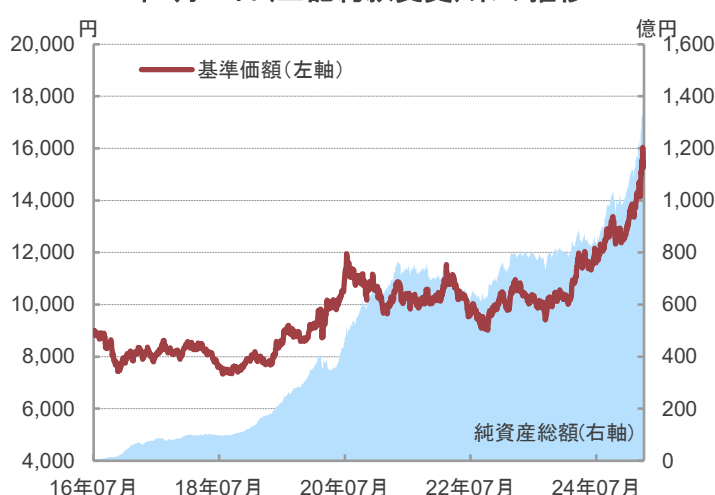
※上記約款変更で年1回決算に変更されております。

基準価額変動の内訳

	25年02月	25年03月	25年04月	16年08月来
基準価額	13,597円	14,432円	15,437円	15,437円
変動額	+377円	+835円	+1,005円	+6,521円
うち 金	+437円	+895円	+1,076円	+9,595円
為替ヘッジコスト等	-54円	-53円	-65円	-2,606円
分配金	--	--	--	0円
その他	-6円	-6円	-7円	-469円

※16年08月来は上記約款変更以降の基準価額変動の累積です。

2016年7月29日(上記約款変更)来の推移



※ファンドでは、指定投資信託証券として次の各投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。○ピクテ(OH)プレシャス・メタル・ファンド・フィジカル・ゴールド クラスI dy USD 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります) ○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットJPY クラスI 投資証券(当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります) ○金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移][2016年7月29日(上記約款変更)来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、億円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。[ファンドの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。[基準価額変動の内訳]月次ベースおよび16年08月来の基準価額の変動要因です。基準価額は各月末値です。16年08月来の基準価額は基準日現在です。金に投資する投資信託証券の管理報酬等は金要因に含まれます。為替ヘッジコスト等には、ヘッジコストのほかヘッジ比率の変動による要因等が含まれます。その他には信託報酬等を含みます。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

◆当資料における実績は、税金控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

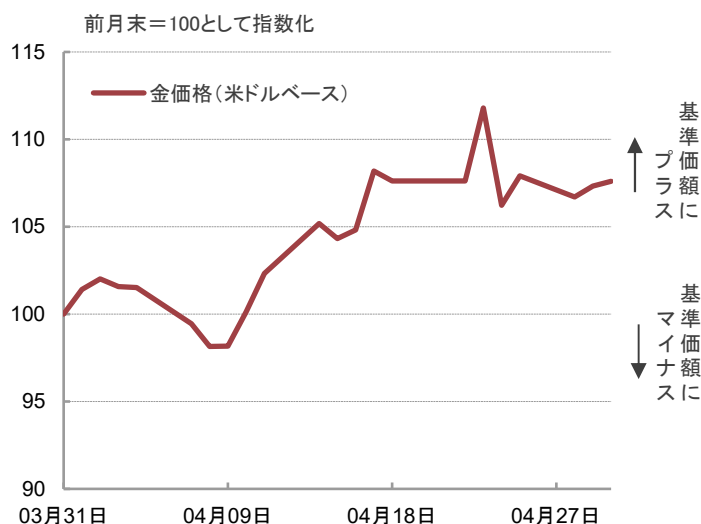
Portfolio — ポートフォリオの状況

資産別構成比

資産名	構成比
フィジカル・ゴールド・ファンド	98.8%
ショートタームMMF JPY	0.0%
コール・ローン等、その他	1.1%
合計	100.0%

※フィジカル・ゴールド・ファンドには、為替ヘッジの評価損益を含めています。

金価格の月間推移



※ 金価格(米ドルベース)は、LBMA Gold Price PM USD。

4月の金市場

金価格(米ドルベース)は上昇しました。

金価格は前月末より上昇しました。金価格は、米トランプ政権が発表した相互関税が世界景気に悪影響を及ぼすとの懸念などを背景として株式などのリスク資産から資金が流出したことなどに伴い、初旬に下落しました。株式市場などの急落を受けて、損失の制限や利益の確定などを目的として資産売却を行う投資家の動きなどが金価格にも影響を与えたと考えられます。その後、金価格は上昇に転じ、下旬に過去最高値を付けました。米連邦準備制度理事会(FRB)議長に対する非難など、トランプ米大統領による中央銀行の独立性を脅かす言動などを背景として、金融市場で米国国債などの米国の資産を売却する動きが強まったとみられ、米ドルが主要な通貨に対して下落したこと、米ドルの代替資産と見なされる金の相対的な魅力が高まったと考えられます。また、安全資産とされる米国国債の代替としての需要が高まったことも金価格の上昇要因になったと考えられます。月末にかけては、トランプ米大統領の関税政策などにおける強硬姿勢が軟化したとの見方などを背景に米ドルが反発したことを受けて金価格は下落しましたが、月を通せば金価格は前月末より上昇しました。

今後のポイント

主要国の物価や金融政策の動向などが金価格に影響を与えることから、注視が必要とみています。

金はそのものに価値がある資産である一方、利子や配当があるわけではありません。そのため、様々な局面に応じて市場が着目する変動要因が変化することが多いという特徴があります。引き続き金を取り巻く環境を冷静にみていくことが重要といえます。

米国のトランプ政権の政策が米国の景気や物価に与える影響や、金融政策に関する見通しなどが米国金利や米ドルの動向などを通じて金価格の変動要因になると考えられます。また、米国の経済や政策に対する不信感が強まっていると考えられるほか、中東情勢やロシア、ウクライナ情勢などの見通しは依然として不透明であることから、投資資金の逃避先としての需要が金価格を支える要因になると考えられます。一方で、年初からの急速な上昇に対する過熱感が意識されることで、短期的には価格変動が大きくなる可能性には留意が必要と考えます。金は株式や債券などの価格との相関が低く、インフレに強い性質を有するとみられていることから、分散投資の観点で重要な資産といえます。また、地上に存在する全ての金には限りがあり、「価値の貯蔵手段」として中長期的に選好されるという構図に変わりはないと考えます。(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

◆資産別構成比の投資信託証券は指定投資信託証券のうち基準日現在で投資しているものです。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。

◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。

当資料の図表で使用したデータの出所は次の通りです。

○LBMA Gold Price PM USD: ブルームバーグ

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

金の価格変動リスク	●ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。 ●金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。
為替に関する留意点	●組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- 実質的に金に投資します
- 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります
- 年1回決算を行います

- 毎年 7 月 15 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 一 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 一 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - 一 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託証券を主要投資対象とします(当資料作成基準日現在)。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

- ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド・フィジカル・ゴールド クラス I dy USD 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります)
- ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラス I 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)
- 金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

※投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資し、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める 1 円または 1 口(当初元本 1 口=1 円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は 1 万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 7 営業日目からお支払いします。
購入・換金の 申込不可日	スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2011年12月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年 7 月 15 日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年 1 回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によつては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	2.2%(税抜 2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 0.539%(税抜 0.49%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率 0.15%	年率 0.3%	年率 0.04%
投資対象とする 投資信託証券	フィジカル・ゴールド・ファンド	純資産総額の年率 0.25%(上限)	
	ショートターム MMF JPY	純資産総額の年率 0.3%(上限)	
	※上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。		
実質的な負担	最大年率 0.789%(税抜 0.74%)程度 (注)組入上場投資信託証券により変動する場合がありますが上記最大年率を超えないものとします。2025年1月末日現在の組入状況および投資先ファンドにおいて適用されている報酬率に基づいた試算値は、年率0.76%(税込)程度です。 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)		
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055%(税抜 0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。また、フィジカル・ゴールド・ファンドについては、申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金・監督当局に対する年次費用、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社 ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

〈再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

<https://www.pictet.co.jp>



販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	

販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。